

## 寝屋川市防災会議条例

昭和 40 年 4 月 9 日

条例第 13 号

改正 昭和 40 年 8 月 13 日条例第 32 号

昭和 43 年 4 月 1 日条例第 12 号

昭和 47 年 6 月 16 日条例第 25 号

平成 11 年 12 月 22 日条例第 17 号

平成 17 年 3 月 30 日条例第 1 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、寝屋川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 11 条例 17・平 17 条例 1・一部改正)

(定義)

第 1 条の 2 この条例で用いる用語の意義は、法の例による。

(平 17 条例 1・追加)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 寝屋川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて寝屋川市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 11 条例 17・平 24 条例 17・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 大阪府の職員
  - (3) 大阪府警察の警察官
  - (4) 寝屋川市の職員
  - (5) 寝屋川市教育委員会の教育長
  - (6) 枚方寝屋川消防組合消防本部消防長及び寝屋川市消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(平 11 条例 17・平 17 条例 1・平 24 条例 17・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 調査する事項に関係する地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員
  - (3) 大阪府の職員
  - (4) 寝屋川市の職員
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平 11 条例 17・旧第 5 条繰上・一部改正、平 17 条例 1・一部改正)

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平 11 条例 17・旧第 6 条繰上・一部改正、平 17 条例 1・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 40 年条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 9 日から適用する。

附 則（昭和 43 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（「第 16 条第 5 項」を「第 16 条第 6 項」に改める部分に限る。）は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 12 年 4 月 1 日）

附 則（平成 17 年条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 17 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、この条例による改正後の寝屋川市防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により委嘱する委員の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成 25 年 5 月 31 日までとする。

資料 1-2 寝屋川市防災会議の構成

防災会議条例における規定	機 関 名 等
会 長	寝屋川市（市長）
指定地方行政機関の職員	近畿農政局大阪地域センター
	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所
大阪府の職員	大阪府枚方土木事務所
	大阪府枚方土木事務所
	大阪府寝屋川保健所
大阪府警察の警察官	大阪府寝屋川警察署
寝屋川市の職員	寝屋川市（副市長）
	寝屋川市（副市長）
	寝屋川市（危機管理監）
	寝屋川市経営企画部
	寝屋川市財務部
	寝屋川市人・ふれあい部
	寝屋川市総務部
	寝屋川市市民生活部
	寝屋川市環境部
	寝屋川市保健福祉部
	寝屋川市まち政策部
	寝屋川市まち建設部
	寝屋川市上下水道局
	寝屋川市会計室
	議会事務局
寝屋川市教育委員会の教育長	寝屋川市教育委員会
枚方寝屋川消防組合消防長及び寝屋川市消防団長	枚方寝屋川消防組合 寝屋川市消防団
指定公共機関及び指定地方公共機関の職員	西日本電信電話株式会社 大阪東支店
	関西電力株式会社 枚方営業所
	大阪ガス(株)導管事業部北東部導管部
	淀川左岸水防事務組合
	京阪電気鉄道株式会社鉄道営業部駅サービス課
	京阪バス株式会社 交野営業所
	西日本旅客鉄道株式会社 四条畷駅
日本郵便株式会社 寝屋川郵便局	
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	寝屋川市自主防災連合協議会
前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	寝屋川市医師会
	寝屋川市赤十字奉仕団
	寝屋川市防犯協会
	寝屋川市消防団

## 寝屋川市災害対策本部条例

昭和 40 年 4 月 9 日

条例第 14 号

改正 平成 11 年 12 月 22 日条例第 18 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、寝屋川市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、寝屋川市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他寝屋川市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(平 11 条例 18・一部改正)

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(平 11 条例 18・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) の施行の日から施行する。

資料 1 - 4 寝屋川市災害警戒本部事務分掌

班	班 長	担 当	所 掌 事 務
本部事務局班	危機管理監	人・ふれあい部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象及び地震等の情報の収集に関する こと</li> <li>2. 本部会議の進行に関すること</li> <li>3. 本部長の指示、命令の伝達に関する こと</li> <li>4. 防災行政無線の運用・統制に関する こと</li> <li>5. 関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>6. 所管施設の災害対策及び被害状況調査 に関すること</li> <li>7. 災害に係る情報の掌握に関すること</li> <li>8. その他本部長が必要と認める事項</li> <li>9. 避難勧告等の発令に関すること</li> </ol>
広 報 班	経営企画部長	経 営 企 画 部 監 査 事 務 局 公平委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部市民通報等受付員の派遣に関する こと</li> <li>2. 災害警戒本部会議の開催伝達に関する こと</li> <li>3. 災害警戒本部会議室の設営に関する こと</li> <li>4. 災害計画本部の庶務に関すること</li> <li>5. 各部局の協力体制による被害調査体制 に関すること</li> <li>6. 災害に伴う市民相談に関すること</li> <li>7. その他本部長が必要と認める事項</li> </ol>
調 査 班	財 務 部 長	財 務 部 会 計 室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人的及び住家被害の調査並びに本部へ の報告に関すること</li> <li>2. 所管施設の災害対策及び被害状況調査 に関すること</li> <li>3. 災害関係の予算に関すること</li> <li>4. 被災証明に関すること</li> <li>5. 庁内放送に関すること</li> <li>6. 電話交換及び本部市民通報受付用電話 機の設置に関すること</li> <li>7. 所管施設の災害対策及び被害状況調査 に関すること</li> <li>8. その他本部長が必要と認める事項</li> </ol>

班	班 長	担 当	所 掌 事 務
総 務 班	総 務 部 長	総 務 部 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の動員に関する事</li> <li>2. 職員の給食及び給与の支給に関する事</li> <li>3. 応急物資、食料等の需要把握及び輸送に関する事</li> <li>4. その他本部長が必要と認める事項</li> </ol>
避 難 班	市民生活部長	市 民 生 活 部 農 業 委 員 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設及び避難者の誘導収容に関する事</li> <li>2. 各部局の協力体制による避難対策実施体制に関する事</li> <li>3. 災害時用食料及び生活必需品等の調達に係る業者への協力要請に関する事</li> <li>4. 応急物資、食料等の購入契約及び配送に関する事</li> <li>5. 災害時用食料及び生活必需品等の避難所への配給に関する事</li> <li>6. 所管施設の災害対策及び被害状況調査に関する事</li> <li>7. その他本部長が必要と認める事項</li> </ol>
水防第1班  (震災対策時は 施設警戒班)	まち政策部長  (都市施設対策・ 宅地建築物対 策担当)	ま ち 政 策 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 急傾斜地の危険箇所の警戒巡視、被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>2. 宅地の防災パトロールの実施に関する事</li> <li>3. 開発事業の監視及び応急措置の対策指導に関する事</li> <li>4. 所管施設の災害対策及び被害状況調査に関する事</li> <li>5. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事</li> <li>6. その他本部長が必要と認める事項</li> </ol>

班	班 長	担 当	所 掌 事 務
水防第2班 (震災対策時は 施設警戒班)	まち建設部長  (土木施設対策・ 浸水対策・土 砂災害対策担 当)	まち建設部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通障害物の除去に関する事</li> <li>2. 緊急時における市内建設業者等への協力依頼及び応急対策体制の指示に関する事</li> <li>3. 水防作業の従事に関する事</li> <li>4. 水路、ため池、下水道施設等の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>5. 河川等の障害物除去に関する事</li> <li>6. 水防活動体制の確立及び実施に関する事</li> <li>7. 浸水地区の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>8. 土石流危険渓流の危険箇所の警戒巡視、被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>9. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事</li> <li>10. その他本部長が必要と認める事項</li> </ol>
警戒班 (震災対策時は 施設警戒班)	担当部局長	環境部 保健福祉部 上下水道局 教育委員会 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他班への協力に関する事</li> <li>2. 所管施設の災害対策及び被害状況調査に関する事</li> <li>3. 東海地震の警戒宣言に伴う所管施設の管理及び利用者の安全対策に関する事</li> <li>4. その他本部長が必要と認める事項</li> </ol>

班	班長	担当	所 掌 事 務
全 班	全班長	全担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部局内の配備、動員、構成に関する事</li> <li>2. 部局関係機関、団体との連絡調整に関する事</li> <li>3. 部局に関する情報の収集、調査及び報告に関する事</li> <li>4. 部局に必要な資機材、車両等の調達に関する事</li> <li>5. 部局関連業務等の市民広報、広聴に関する事</li> <li>6. 部局に属する施設の災害対策に関する事</li> <li>7. 部局に属する指定避難所の開設及び運営協力に関する事</li> <li>8. 部局の防災行政無線の運用に関する事</li> <li>9. 他部局の応援に関する事</li> </ol>

資料 1 - 5 寝屋川市災害対策本部事務分掌

班	部	担 当	所 掌 事 務
秘 書 班	経 営 企 画 部	市 長 室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長、副本部長の秘書に関する事</li> <li>2. 被災地区の視察及び慰問に関する事</li> <li>3. 国、府に対する緊急要望に関する事</li> <li>4. 災害視察者及び見舞者の受入れに関する事</li> </ol>
広 報 班	経 営 企 画 部	企 画 政 策 課 情 報 化 推 進 課 広 報 広 聴 課 ブ ラ ン ド 戦 略 室 監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部会議の設営に関する事</li> <li>2. 庁議、災害対策本部会議の開催連絡に関する事</li> <li>3. 本部の庶務に関する事</li> <li>4. 避難勧告、指示等に係る緊急広報の実施に関する事</li> <li>5. 災害広報の実施及び総括に関する事</li> <li>6. 報道機関への緊急報道要請及び連絡調整に関する事</li> <li>7. 災害時の広域連携の調整に関する事</li> <li>8. 被害状況の写真記録に関する事</li> <li>9. 災害に伴う市民相談に関する事</li> <li>10. 災害復興事業の企画立案及び関係部局間の調整に関する事</li> <li>11. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事</li> </ol>
調 査 班	財 務 部	財 政 課 資 産 活 用 課 税 務 室 滞 納 債 権 整 理 回 収 室 会 計 室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災証明事務に関する事</li> <li>2. 被害に伴う市税の納税緩和措置等に関する事</li> <li>3. 災害対策関係予算その他財務及び関係資料の作成報告に関する事</li> <li>4. 義援金の保管及び災害関係費の出納に関する事</li> <li>5. 職員に対する庁内放送に関する事</li> <li>6. 災害時の電話交換及び市民通報受付電話の設置に関する事</li> <li>7. 庁舎及び電気施設等の安全対策に関する事</li> </ol> <p style="text-align: right;">(つづく)</p>

班	部	担 当	所 掌 事 務
(つづき) 調 査 班	財 務 部	財 政 課 資 産 活 用 課 税 務 室 滞 納 債 権 整 理 回 収 室 会 計 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>8. 人的及び住家被害調査の実施及び総括並びに本部への報告に関する事</li> <li>9. 各部局の応援による被害調査(人的及び住家)体制の確立及び実施に関する事</li> <li>10. 庁舎の電力の確保に関する事</li> <li>11. 市有財産の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>12. 応急物資、食料等の需要把握及び輸送等に関する事</li> <li>13. 車両及び燃料の確保、運用並びに民間運送会社への協力依頼に関する事</li> <li>14. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事</li> </ul>
本 部 事 務 局 班	人・ふれあい部	人 権 文 化 課 市 民 活 動 振 興 室 危 機 管 理 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報等の収集・伝達に関する事</li> <li>2. 災害に係る情報の掌握に関する事</li> <li>3. 災害対策本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>4. 本部長の指示、命令の伝達、本部会議の進行運営に関する事</li> <li>5. 防災行政無線の通信統制・運用に関する事</li> <li>6. 大阪府及び各関係機関との連絡調整及び応援要請等に関する事</li> <li>7. 防災会議に関する事</li> <li>8. 自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関する事</li> <li>9. 災害救助法適用事務に関する事</li> <li>10. 災害見舞金、弔慰金の支給等に関する事</li> <li>11. 市民活動団体との連絡及び活動調整に関する事</li> <li>12. 住民自治組織、自主防災組織との連絡調整に関する事</li> <li>13. 協定市町等への応援要請及び連絡調整に関する事</li> <li>14. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事</li> <li>15. 災害に伴う各種情報の管理、災害記録に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">(つづく)</p>

班	部	担 当	所 掌 事 務
(つづき) 本 部 事務局 班	人・ふれあい部	人 権 文 化 課 市 民 活 動 振 興 室 危 機 管 理 室	16. 日本赤十字社大阪府支部等との連絡調整及び応援要請に関すること 17. 仮設トイレの調達及び設置に関すること 18. 避難勧告等の発令に関すること
総 務 班	総 務 部	総 務 課 契 約 課 人 事 室 選挙管理委員会事務局	1. 職員の動員、各部局の配置調整、輸送計画及び実施に関すること 2. 災害対策要員の確保、従事命令書及び公用令書の発行に関すること 3. 公務災害補償、その他職員に対する給付及び援助に関すること 4. 職員の給食及び給与に関すること 5. 職員の労務管理及び装備に関すること 6. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること
避 難 班	市民生活部	市 民 課 各 市 民 セ ン タ ー (香里・萱島・西・東) 保 險 事 業 室	1. 避難者の誘導、避難所の開設、管理、運営及び収容に関すること 2. 各部局の応援による避難収容体制（避難者の誘導、避難所の開設、管理、運営及び収容体制）の確立及び実施に関すること 3. 指定避難所以外の避難可能施設の緊急把握、手配、使用依頼に関すること 4. 避難所での必要物資（食料、飲料水、生活必需品等）の需要把握、支給等に関すること 5. 応急物資、食料等の購入契約及び配送に関すること 6. 避難所の災害時要援護者への配慮に関すること 7. 避難所のボランティアの活動支援に関すること 8. 遺体の収容、処理及び葬祭業者への協力要請に関すること
産 業 班	市民生活部	産 業 振 興 室 農 業 委 員 会 事 務 局	1. 災害時用食料及び生活必需品等の調達に係る業者への協力要請に関すること 2. 商工業関係の被害調査に関すること (つづく)

班	部	担 当	所 掌 事 務
(つづき) 産 業 班	市民生活部	産 業 振 興 室 農 業 委 員 会 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 商工業関係者との連絡調整及び指導に関すること</li> <li>4. 食料、日用品等の流通及び物価の安定監視に関すること</li> <li>5. 中小企業の災害復旧資金の斡旋に関すること</li> <li>6. 農産業等の被害調査に関すること</li> <li>7. ため池等の監視及びため池管理者との連絡に関すること</li> <li>8. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること</li> </ul>
環 境 衛 生 班	環 境 部	環 境 総 務 課 環 境 推 進 課 ク リ ー ン 業 務 課 ク リ ー ン 施 設 課 緑 風 園 ごみ処理施設建設室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. がれきの処理に関すること</li> <li>2. 災害時におけるごみの収集処理計画及び実施に関すること</li> <li>3. クリーンセンター及び緑風園施設の災害対策、被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>4. 清掃作業に必要な人員及び機械器具の確保に関すること</li> <li>5. ごみ収集業者への協力要請及び指導監督に関すること</li> <li>6. 塵芥収集等広域応援の受入れ調整に関すること</li> <li>7. 災害時におけるし尿の収集処理計画及び実施に関すること</li> <li>8. 避難所のごみ、し尿収集及び処理に関すること</li> <li>10. し尿くみ取り業者の協力要請及び指導監督に関すること</li> <li>11. 衛生害虫駆除の実施に関すること</li> <li>12. 衛生害虫駆除に関する薬品及び資材の整備に関すること</li> <li>13. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること</li> </ul>
救 護 救 援 班	保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 総 務 課 保 護 課 健 康 増 進 課 高 齢 介 護 室 こ ど も 室 障 害 福 祉 課 あかつき・ひばり園	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時医療体制の確立及び実施に関すること</li> <li>2. 人的被害、医療機関の被災状況等災害時医療情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>3. 福祉施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">(つづく)</p>

班	部	担 当	所 掌 事 務
(つづき) 救護救援班	保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 総 務 課 保 護 課 健 康 増 進 課 高 齢 介 護 室 こ ど も 室 障 害 福 祉 課 あかつき・ひばり園	4. 応急救護所及び医療救護所の設置に関すること 5. 保健所、医師会、医療機関との連絡調整に関すること 6. 医療救護班の編成及び要員の派遣並びに活動調整に関すること 7. 負傷者の後方医療機関への搬送等の活動調整に関すること 8. 医薬品、衛生材料等の備蓄・調達及び輸送に関すること 9. 災害時における感染症対策に関すること 10. 食品衛生及び保健衛生に関すること 11. 福祉施設等利用者の安全確保に関すること 12. 府、日本赤十字社大阪府支部、寝屋川市社会福祉協議会等との連絡調整及び応援要請に関すること 13. 災害時要援護者の掌握及び支援並びに関係機関等との調整に関すること 14. 災害時要援護者の福祉施設への避難収容に関すること 15. 市外からのボランティアの受付、活動調整に関すること 16. 所管施設の避難所、災害派遣要員、ボランティア等の受入れ施設への転用に関すること 17. 行方不明者の捜索に関すること 18. 応急寝具、日用品、食料等の配分に関すること 19. 被災者、応急仮設住宅入居者の保健福祉相談等に関すること 20. 義援金品の受け付け配分及び災害生業資金等の貸付けに関すること 21. 保育所の休・開所措置及び臨時保育に関すること 22. 防疫計画、作業隊の活動計画及び実施に関すること 23. 防疫薬品及び資材の整備に関すること

班	部	担 当	所 掌 事 務
都市対策班	まち政策部	都市計画室 まちづくり指導課 住環境整備課 建築営繕課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市有建物の被害状況の把握、安全確認及び応急復旧等に関する事</li> <li>2. 土木建築資機材の調達に関する事</li> <li>3. 応急危険度判定調査及び倒壊家屋対策に関する事</li> <li>4. 住宅相談及び建築物二次災害防止に関する事</li> <li>5. 応急仮設住宅の建設、入居者受付等及び維持管理に関する事</li> <li>6. 関係業者に対する応急対策体制指示に関する事</li> <li>7. 急傾斜地崩壊危険箇所、宅地の防災パトロールの実施、被害調査、二次災害の防止及び応急復旧に関する事</li> <li>8. 開発事業の監視及び応急措置等関係業者への対策指導に関する事</li> <li>9. 都市災害復旧、復興に関する調査、計画に関する事</li> <li>10. 所管施設の応急復旧に関する事</li> <li>11. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事</li> </ol>
道路交通班 水防班	まち建設部	道路交通課 道路建設課 水・みどり室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路、橋梁、公園等の被害調査、応急対策及び二次災害の防止に関する事</li> <li>2. 道路交通情報の収集及び広報に関する事</li> <li>3. 災害用重機、資機材、車両等の調達、要員の確保についての計画及び実施に関する事</li> <li>4. 国、府、警察との連絡調整に関する事</li> <li>5. 道路交通規制及び障害物除去に関する事</li> <li>6. 土木建設業者への協力依頼に関する事</li> <li>7. 公共土木施設の応急復旧その他土木工事に関する事</li> <li>8. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事</li> <li>9. 水防活動体制の確立及び実施に関する事</li> </ol> <p style="text-align: right;">(つづく)</p>

班	部	担 当	所 掌 事 務
(つづき) 道路交通班 水防班	まち建設部	道 路 交 通 課 道 路 建 設 課 水 ・ み ど り 室	10. 水防対策要員、災害用資機材の確保及び輸送に関すること 11. 浸水地区の被害調査、報告に関すること 12. 河川、水路、土石流危険渓流、水防ため池の警戒巡視、被害調査及び応急復旧に関すること 13. 下水道施設、河川、水路等の被害調査及び応急復旧に関すること 14. 河川等の障害物除去及び二次災害の防止に関すること 15. 水防関係機関との連絡調整に関すること 16. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること
給 水 班	上下水道局	経 営 総 務 課 業 務 課 工 務 課 浄 水 課	1. 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2. 災害時における浄水場等の管理及び原水、浄水の確保並びに水質管理に関すること 3. 応急給水用資機材の確保、調達に関すること 4. 被災地区、避難所への応急給水計画及び実施に関すること 5. 断水時及び応急給水についての広報等に関すること 6. 緊急送配水工事及び上水道施設応急復旧に関すること 7. 水道工事業者への協力要請に関すること 8. 広域給水応援の受入れ、調整に関すること 9. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること
学 校 教 育 班	(教育委員会) 学 校 教 育 部	教 育 総 務 課 施 設 給 食 課 学 務 課 教 育 指 導 課 教 育 研 修 セ ン タ ー	1. 教育施設及び所管施設の安全確認、被害調査及び応急復旧に関すること 2. 児童、生徒のり災状況の調査及び教材、学用品の給付に関すること 3. 応急教育施設の使用協力依頼に関すること  (つづく)

班	部	担 当	所 掌 事 務
(つづき) 学校教育班	(教育委員会) 学校教育部	教育総務課 施設給食課 学務課 教育指導課 教育研修センター	4. 自衛隊、ボランティア等の受入れ宿泊施設への転用に関する事 5. 避難者の炊き出しに関する事 6. 園児、児童、生徒の避難誘導等安全対策に関する事 7. 避難所の開設等に対する協力に関する事 8. 被災園児、児童、生徒の調査及び教育対策に関する事 9. 休校、休園等の措置に関する事 10. 災害時の教職員の動員、確保及び応急配置に関する事 11. 通学路(園)の点検及び安全確保に関する事 12. 教育委員会内の応援に関する事
社会教育班	(教育委員会) 社会教育部	社会教育課 文化スポーツ振興課 中央図書館 地域教育振興課	1. 応急教育の実施に関する事 2. 文化財の被害調査及び復旧に関する事 3. 教育関係団体への協力要請に関する事 4. 教育委員会内の応援に関する事 5. 本部市民通報等受付員の派遣に関する事
市議会 連絡班	議会事務局	議会事務局	1. 市議会との連絡調整、報告、情報処理及び連携に関する事

班	部	担当	所 掌 事 務
全 班	全部局	総務担当課	1. 部局内の連絡調整及び本部連絡員の派遣に関する事
全 班	全部局	全所属	1. 部局内の災害応急対策計画の策定に関する事 2. 部局内の配備、動員、構成に関する事 3. 部局に関する情報の収集、調査及び報告に関する事 4. 部局の防災行政無線運用に関する事 5. 部局関連の市民広報広聴に関する事 (つづく)

班	部	担当	所 掌 事 務
(つづき) 全 班	全部局	全所属	<ul style="list-style-type: none"> <li>6. 防災行政無線設置施設における市民広報に関すること</li> <li>7. 部局に属する指定避難所の開設及び運営協力に関すること</li> <li>8. 部局関係機関、団体との連絡、調整及び応援要請に関すること</li> <li>9. 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること</li> <li>10. 部局に属する施設の災害対策・被害調査・二次災害の防止及び避難所転用に関すること</li> <li>11. 部局に必要な資機材、車両等の調達に関すること</li> <li>12. 部局の人員、資機材等の輸送に関すること</li> <li>13. 部局に関するボランティアの活動に関すること</li> <li>14. 部局関連の災害記録に関すること</li> <li>15. 他部局の応援に関すること</li> </ul>

資料 1 - 6 項目別 担当部局等一覧表

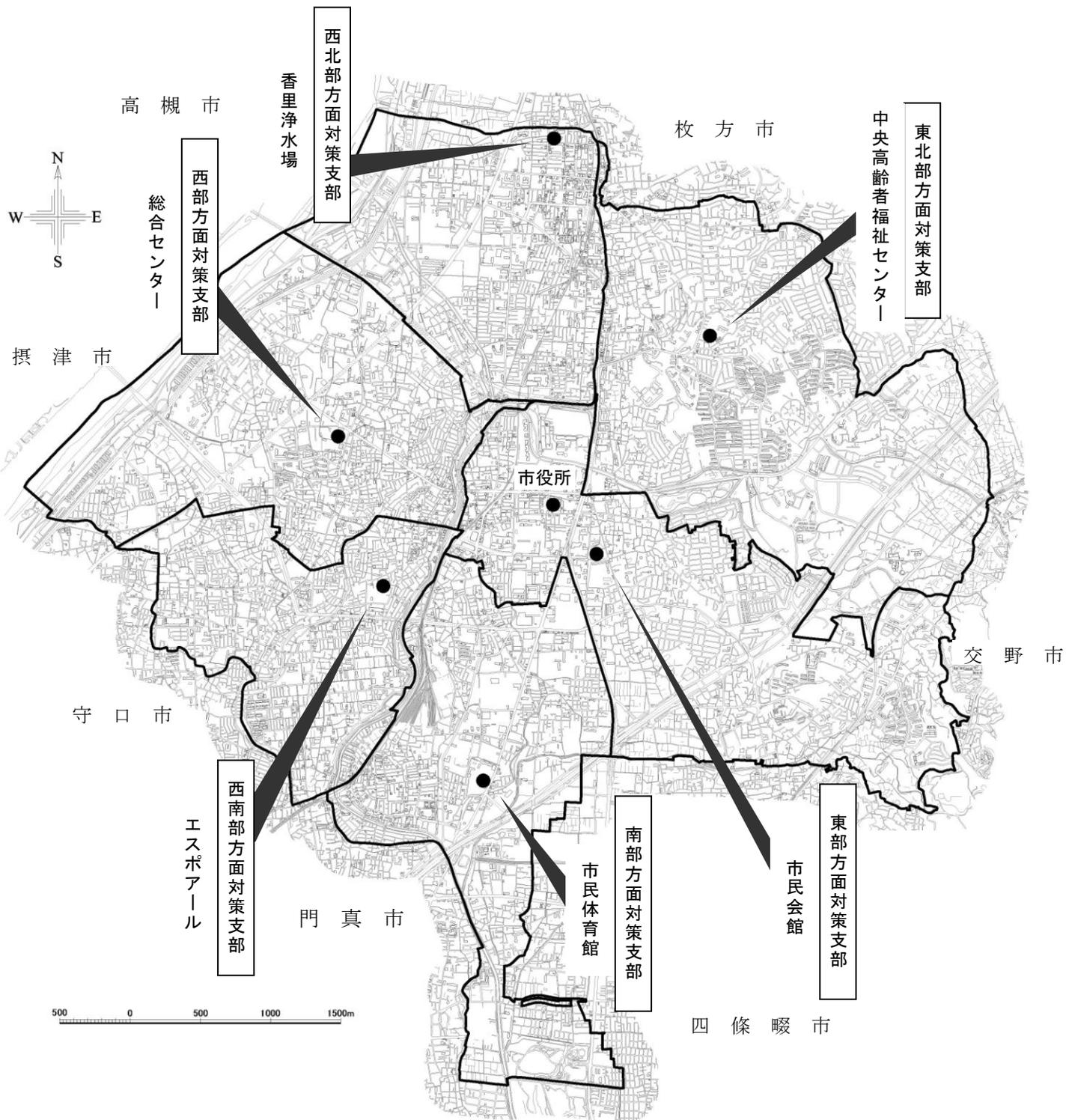
予 防	<b>第1章 災害に強いまちづくり</b>				
	第1節	計画の目的及び内容	人・ふれあい部・市民生活部・まち政策部・まち建設部・上下水道局・関係機関		
	第2節	建築物の安全強化	まち政策部・施設所管部局・枚方寝屋川消防組合		
	第3節	水害予防対策の推進	人・ふれあい部・市民生活部・保健福祉部・まち政策部・まち建設部		
	第4節	土砂災害予防対策の推進	人・ふれあい部・保健福祉部・まち政策部・まち建設部		
	第5節	危険物等災害予防対策の推進	府・枚方寝屋川消防組合		
	第6節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	全部局		
	<b>第2章 災害応急対策・復旧対策への備え</b>				
	第1節	総合的防災体制の整備	全部局・関係機関		
	第2節	情報収集伝達体制の整備	経営企画部・人・ふれあい部・保健福祉部・まち建設部		
	第3節	火災予防対策の推進	市・枚方寝屋川消防組合		
	第4節	消火・救助・救急体制の整備	人・ふれあい部・枚方寝屋川消防組合・消防団		
	第5節	災害時医療体制の整備	保健福祉部・関係機関		
	第6節	緊急輸送体制の整備	財務部・人・ふれあい部・まち建設部・関係機関		
	第7節	避難収容体制の整備	人・ふれあい部・市民生活部・環境部・保健福祉部・まち政策部・まち建設部・教育委員会・上下水道局		
	第8節	緊急物資確保体制の整備	人・ふれあい部・市民生活部・保健福祉部・上下水道局		
	第9節	ライフライン確保体制の整備	まち建設部・上下水道局・関係機関		
	第10節	交通確保体制の整備	まち建設部・関係機関		
	第11節	帰宅困難者支援体制の整備	人・ふれあい部		
	<b>第3章 地域防災力の向上</b>				
	第1節	防災意識の高揚	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関		
	第2節	災害時要援護者対策	経営企画部・人・ふれあい部・保健福祉部		
	第3節	自主防災体制の整備	人・ふれあい部・枚方寝屋川消防組合		
	第4節	ボランティアの活動環境の整備	人・ふれあい部・保健福祉部		
	第5節	企業防災の促進	人・ふれあい部・市民生活部		
	地震 災害 応急	第 1 部	<b>第1章 初動期の活動</b>		
			第1節	組織動員	全部局
			第2節	災害情報の収集伝達	全部局・関係機関
			第3節	災害広報	経営企画部・財務部・関係機関
			第4節	広域応援等の要請・受入れ	経営企画部・財務部・人・ふれあい部・総務部・保健福祉部
			第5節	自衛隊の災害派遣	人・ふれあい部
			第6節	消防計画	枚方寝屋川消防組合・消防団
			第7節	救助・救急活動	保健福祉部・枚方寝屋川消防組合・消防団・寝屋川警察署・関係機関
			第8節	医療活動	保健福祉部・関係機関
			第9節	避難の勧告・指示及び誘導	経営企画部・人・ふれあい部・市民生活部・保健福祉部・教育委員会・枚方寝屋川消防組合・関係機関
第10節			二次災害の防止	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関	
第11節			緊急輸送活動	全部局・関係機関	
第12節			交通規制	まち建設部・寝屋川警察署・関係機関	
第13節			ライフラインの緊急対応	まち建設部・上下水道局・関係機関	
第14節			交通の安全確保	まち建設部・関係機関	
<b>第2章 応急復旧期の活動</b>					
第1節			災害救助法の適用計画	全部局	
第2節			避難所の開設・運営	全部局	
第3節			緊急物資の供給	人・ふれあい部・市民生活部・保健福祉部・上下水道局	

地震災害応急	第1部	第4節	保健衛生活動	環境部・保健福祉部		
		第5節	災害時要援護者への支援	保健福祉部		
		第6節	社会秩序の維持	経営企画部・市民生活部・寝屋川警察署・関係機関		
		第7節	ライフラインの確保	経営企画部・まち建設部・上下水道局・関係機関		
		第8節	交通の機能確保	まち建設部・関係機関		
		第9節	農業関係応急対策	市民生活部		
		第10節	住宅の応急確保	まち政策部		
		第11節	応急教育等	保健福祉部・教育委員会		
		第12節	廃棄物の処理	人・ふれあい部・環境部・まち建設部		
		第13節	遺体の処理及び火葬等	市民生活部・保健福祉部・寝屋川警察署		
		第14節	自発的支援の受入れ	財務部・人・ふれあい部・保健福祉部・関係機関		
		地震災害復旧・復興	第2部	第1章 生活の安定		
				第1節	公共施設等の復旧計画	全部局・関係機関
				第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	全部局・関係機関
第3節	民生の安定			市民生活部・まち政策部		
第4節	経済の安定			財務部・人・ふれあい部・市民生活部・保健福祉部		
第2章 復興の基本方針				全部局・関係機関		
東海地震関連情報に伴う対応	第1部			第1節	総 則	全部局・関係機関
		第2節	東海地震注意情報が発表された時の措置	人・ふれあい部・枚方寝屋川消防組合		
		第3節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	全部局・枚方寝屋川消防組合		
風水害応急	第1部	第1章 災害警戒期の活動				
		第1節	気象予警報等の伝達	全部局・関係機関		
		第2節	組織動員	全部局		
		第3節	警戒活動	経営企画部・人・ふれあい部・まち政策部・まち建設部・上下水道局・関係機関		
		第4節	避難の勧告・指示及び誘導	経営企画部・人・ふれあい部・市民生活部・保健福祉部・教育委員会・枚方寝屋川消防組合・関係機関		
		第2章 災害発生後の活動				
		第1節	災害情報の収集伝達	全部局・関係機関		
		第2節	災害広報	経営企画部・財務部・関係機関		
		第3節	広域応援等の要請・受入れ	経営企画部・財務部・人・ふれあい部・総務部・保健福祉部		
		第4節	自衛隊の災害派遣	人・ふれあい部		
		第5節	消防計画	枚方寝屋川消防組合・消防団		
		第6節	救助・救急活動	保健福祉部・枚方寝屋川消防組合・消防団・寝屋川警察署・関係機関		
		第7節	医療活動	保健福祉部・関係機関		
		第8節	緊急輸送活動	全部局・関係機関		
		第9節	交通規制	まち建設部・寝屋川警察署・関係機関		
		第10節	公共土木施設・建築物等応急対策	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関		
		第11節	ライフラインの確保	経営企画部・まち建設部・上下水道局・関係機関		
		第12節	交通の確保	まち建設部・関係機関		
		第13節	農業関係応急対策	市民生活部		
		第14節	災害救助法の適用	全部局		
		第15節	避難所の開設・運営	全部局		
		第16節	緊急物資の供給	人・ふれあい部・市民生活部・保健福祉部・上下水道局		
第17節	保健衛生活動	環境部・保健福祉部				
第18節	災害時要援護者への支援	保健福祉部				
第19節	社会秩序の維持	経営企画部・市民生活部・寝屋川警察署・関係機関				
第20節	住宅の応急確保	まち政策部				
第21節	応急教育等	保健福祉部・教育委員会				
第22節	廃棄物の処理	人・ふれあい部・環境部・まち建設部				

風水害 応急	第1部	第23節	遺体の処理及び火葬等	市民生活部・保健福祉部・寝屋川警察署	
		第24節	自発的支援の受入れ	財務部・人・ふれあい部・保健福祉部・関係機関	
	第2部	第1節	市街地災害応急対策	全部局・枚方寝屋川消防組合	
		第2節	危険物等災害応急対策	全部局・枚方寝屋川消防組合	
		第3節	その他災害応急対策	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関	
	第3部	第1章 生活の安定			
		第1節	公共施設等の復旧計画	全部局・関係機関	
		第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	全部局	
		第3節	民生の安定	市民生活部・まち政策部	
		第4節	経済の安定	財務部・人・ふれあい部・市民生活部・保健福祉部	
第2章 復興の基本方針			全部局・関係機関		
推進	東南海・南海地震防災対策				
	第3章 地震発生時の応急対策等				
	第1 地震発生時の応急対策				
	1.	情報の収集・伝達	全部局・関係機関・枚方寝屋川消防組合		
	2.	施設等の緊急点検・巡視	全部局		
	3.	二次災害の防止	全部局・枚方寝屋川消防組合・関係機関		
	4.	消火活動、救助・救急活動、医療活動	保健福祉部・枚方寝屋川消防組合・消防団・寝屋川警察署・関係機関		
	5.	物資調達	経営企画部・人・ふれあい部・市民生活部・保健福祉部・上下水道局・関係機関		
	6.	輸送活動	全部局・関係機関		
	7.	保健衛生、防虫・防疫活動	環境部・保健福祉部		
	8.	帰宅困難者対策	人・ふれあい部		
	第2 資機材、人員等の配備手配				
	1.	物資等の調達手配	全部局		
	2.	人員の配置	総務部		
	3.	災害応急対策等に必要の資機材及び人員の配置	全部局・関係機関		
	第3 他機関に対する応援要請				
	1.	応援協定の運用	経営企画部・人・ふれあい部・枚方寝屋川消防組合		
	2.	自衛隊の災害派遣要請の要求	人・ふれあい部		
	3.	緊急消防援助隊の応援要請	人・ふれあい部・枚方寝屋川消防組合		
	第4章 円滑な避難の確保に関する事項				
	第1 避難対策等		人・ふれあい部・市民生活部・保健福祉部・教育委員会・枚方寝屋川消防組合・消防団		
	第2 消防機関等の活動		枚方寝屋川消防組合・消防団		
	第3 水道、電気、ガス、通信、放送関係				
	1.	水道	上下水道局		
	2.	電気	関西電力株式会社枚方営業所		
	3.	ガス	大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部		
	4.	通信	西日本電信電話株式会社大阪東支店		
	5.	放送	日本放送協会大阪放送局・各民間放送株式会社		
	第4 交通対策				
	1.	道路	まち建設部・寝屋川警察署		
	第5 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策		全部局		
	第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画				
	第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備		全部局・枚方寝屋川消防組合		
第2 建築物等の耐震化の推進		まち政策部・施設所管部局・教育委員会・枚方寝屋川消防組合			

推進 東南海・南海地震防災対策	第6章 防災訓練計画		人・ふれあい部・枚方寝屋川消防組合・消防団・関係機関
	第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画		人・ふれあい部・総務部・教育委員会・枚方寝屋川消防組合・消防団・関係機関
	第8章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止		
	第1 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応		
	1.	対応方針	人・ふれあい部
	2.	応急危険度判定の迅速化等	まち政策部・まち建設部
	第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応		人・ふれあい部

資料 1 - 7 方面対策支部受持区域図



## 資料 1 - 8 方面対策支部間における応援体制

- ◎ 市内及び近隣市に在住する職員の居住分布状況により、各支部での参集職員の人数に偏りが生じるおそれがあり、また特定の地域で被害が拡大するおそれがあるため、万一、一支部での当該区域における初期応急対策に支障が生じた場合の他支部からの職員派遣による応援体制について、次のとおり、あらかじめ計画しておくものとする。

応援を必要とする支部（応援要請をした場合）	順位	応援要請に応じる支部
西北部方面対策支部	1	東北部方面対策支部
	2	西部方面対策支部
	3	東部方面対策支部
南部方面対策支部	1	東部方面対策支部
	2	西南部方面対策支部
	3	西部方面対策支部
西南部方面対策支部	1	西部方面対策支部
	2	東部方面対策支部
	3	南部方面対策支部
西部方面対策支部	1	西南部方面対策支部
	2	東部方面対策支部
	3	東北部方面対策支部
東部方面対策支部	1	東北部方面対策支部
	2	西部方面対策支部
	3	南部方面対策支部
東北部方面対策支部	1	東部方面対策支部
	2	西北部方面対策支部
	3	西部方面対策支部

- ◎ なお、近隣支部において、応援を行った後、その支部で対策要員が不足した場合は、上記表を参考にその支部の隣接支部又は他支部より職員を補充することができるものとする。